

I. 理念・目的

2. 点検・評価

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」(資料 44)に提示されている教育理念や教育目標について、教員、学生ともに理念の重要性についての認識が十分でなく、機会のあるたびに理念・目的を提示する必要がある。さらに、学生の日常生活である講義等の受講と単位の取得という目の前の目標のために、大きな理念を日常的に意識することが難しく、最低限度の単位を取得さえすれば良いといった学生がいる。また、医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科の有機的な連携を理念としているが、このことが学生に理解できるような講義等が少ない。現状では、1年次と4年次の最後に共同で受講して実習する機会があるが、1年次は一部を除いて大教室での受講であり、また、すべてが新しい内容についての受講である。4年次では、社会リハビリテーション学科では選択の講義であり、受講する学生が少なく、社会リハビリテーション学科と医療リハビリテーション学科の学生数がバランスのとれた実習となっていない。そこで、1年次学部共通科目「総合リハビリテーション論」で、さらに医療リハビリテーションと社会リハビリテーションの有機的関連性及び、各専門職のチームワークの必要性について徹底して学習しなければならないこともあり、学部の理念の浸透に関して、不十分である。

地域社会に貢献するための考え方や方法論については、教員や学生の各個人に任されており、学部全体として、この方針に沿った活動は行われていないので、このための方向性と目標を明確に示す必要がある。

入学時に外国語能力が低い学生が多いが、学生の中に語学能力を発展させるための時間は、医療リハビリテーション学科ではとることができず、また、そのために、外国でのリハビリテーションの事情についての情報を得ることが困難である。また、授業の中でそのようなことを学習することができる科目もほとんどない。そのため、国際社会に通用する能力のひとつである外国語能力については、卒業時までには例えば英語を自由に使いこなすことができるようになる学生は少なく、卒業後すぐに国際社会に入行って、国際的な情勢を見聞し、その成果を利用して国際貢献に生かす能力を修得できる学生は少ない。

総合リハビリテーション学部小委員会

学部の理念・目標については、入学時の学部オリエンテーションを初め、毎年学部が主催する総合リハビリテーション学会、1年次から4年次の各学期における学年担任による学生面接、及び日常の講義等、学生の全在学期間にわたり継続的に学生に周知していく。
地域社会への貢献については、体験的に学習することを推奨し、学生ボラ

ンティア活動支援室等の有効利用を引き続き進める。

学生の国際貢献・語学力の育成については、日常の講義等において、学部の各教員が国際的な視点も踏まえ授業を進めると共に、外国語文献等を授業テキストの一部とするなどして、国際社会及び外国語に触れる機会を増やしていく。

- (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生は目的の重要性についての認識が低いので機会のあるたびに目的を提示する必要がある。学部の目的は、「履修の手引」の冒頭に掲載されているが、ガイダンスの時を除いては、参照して読む機会が少ない。さらに、具体的な表現が少なく、臨床実習などへ行ったときに、明記されている目標を活用できない場合がある。普段からこれらの目標提示を行っても、目の前に障がい者や患者がいないため、日常の目的とすることが困難である。

国際社会に通用する能力のひとつである外国語能力については、例えば英語を自由に使いこなすことができる学生は少なく、卒業後すぐに国際社会に入って行って、国際的な情勢を見聞し、その成果を利用して国際貢献に生かす能力を持った学生は少ない。

総合リハビリテーション学部小委員会

学部の目的に対する学生の認識については、引き続き、ガイダンス時以外、例えば学外実習に出る前などに学生に周知するよう努める。患者を目前にした学内での実践的な学習は、理論の習得と共に必要なことであるが、現時点においては、実現していない。この件については、今後、学部の教員間でさらに検討していく必要がある。

外国語能力については、卒業後、国際社会で活躍する人材が皆無というわけではなく、米国の大学院において研究活動する者や、発展途上国において技術的な支援活動に従事する卒業生は存在する。今後、このような卒業生との連携も取ることにより、在学生在が国際社会に関心を寄せ、語学習得への動機付けをする機会等を設定していくことを検討する。

- (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教員、学生とも理念・目的の重要性についての認識が低いので意識改革をめぐす必要がある。また、機会のあるたびに理念・目的とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性を再検討する必要がある。すなわち、時間の経過と社会の変化に伴い、整合性が低下することが考えられることか

ら、不定期であったとしても、たびたび見直しを行う必要がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

不定期であっても、たびたび理念・目的が社会情勢の変化や入学学生の変化に対応しているかどうかについて議論を繰り返し、必要があれば内容の改定、追加を行う。これからも社会情勢の変化、入学学生の変化に対応してカリキュラム変更時に改定、追加を行う。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

医療リハビリテーション学科と社会リハビリテーション学科はチーム医療・福祉にとって必要な資源であることを確認して、両者ともに必修である1年時の「総合リハビリテーション論」で徹底して学習するものとする。学生のニーズをふまえながら、よりよい授業内容を2011(平成23)年度にむけて再検討する。地域社会に貢献するための考え方や方法論については、それを体験的に学習することを推奨し、学生ボランティア活動支援室(資料79ボランティア活動支援室規程)の有効利用を進める。

総合リハビリテーション学部小委員会

2012年度から上記の取り組みにのっとった総合リハビリテーション論を設定した。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

ガイダンス時以外、例えば学外実習に出る前などに専任教員、学生ともに周知するように努める。また、医療リハビリテーション学科科目「リハビリテーション英語」の充実を再検討する。

総合リハビリテーション学部小委員会

上記の取り組みを継続していく。但し「リハビリテーション英語」については2009年時のカリキュラム改訂時にカリキュラムから削除された。この科目に代わる科目の設定については、2014年度のカリキュラム改訂に向けて検討していく。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈6〉 総合リハビリテーション学部

不定期であっても、たびたび理念・目的が社会情勢の変化や入学学生の変化に対応しているかどうかについて議論を繰り返し、必要があれば内容の改定、追加を行う。これからも社会情勢の変化、入学学生の変化に対応してカリキュラム変更時に改定、追加を行う。

総合リハビリテーション学部小委員会

上記の内容を取り込んで、2014年度の施行を目指して、新カリキュラムの検討を行っている。

Ⅲ. 教員・教員組織

2. 点検・評価

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

大学憲章（資料 86）の理念・目的の重要性、認識度に欠けるので意識改革をめざす必要がある。また、機会のあるたびに理念・目的とディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの整合性および専任教員の資質についての検討方法を検討する。

各教員の資質には問題はないと考えられるが、大学の運営や学部・学科・専攻の運営に直接参加している教員と、その他の教員の間には、意識の差がある部分もあり、それを統合するものが大学憲章であるが、それを読み返す機会が少ない。

総合リハビリテーション学部小委員会

今後も、大学の運営や学部・学科・専攻の運営にかかわる議論を行うときに、大学憲章を参照してから議論する機会を増やしていく。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

大学の会議の内容のうち、各学部へ伝達すべき内容か否かについての判断が、委員個人に任されており、場合によっては必要な情報が伝わっていないようなことも考えられる。

総合リハビリテーション学部小委員会

拡大教授会において、各委員会の議事内容を伝達する際に、内容をより詳細に伝達することを継続する。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

定年退職教員の補充について学部で検討しており、学科専攻単体の観点から検討される方向性とは異なった方向性が提示される場合がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

人事教授会において、学部の統一基準をすべての学科に浸透させた。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

公開されている学生による授業改善アンケートを必ずしも全員の教員が参考にするとは限らない。さらに、アンケートの内容が授業の内容に適していない場合があり、適切な内容の学生からのコメントが得られるようになるよう、検討が必要であるが、学生による授業改善アンケートの自由記載欄に、無責任な記載が行われたことがあり、そのようなことを書く学生に対して、アンケート用紙に適正なコメントを書くことを勧めるための方法が見つかっていない。

このようなアンケートの集積方法が行われているが、学生による授業改善アンケートは授業終了時に実施し、その結果は大学の教育開発センターで集約(学部発注)されてから約3か月後に各教員の手元に届く。このような時間差ができるために、タイムリーに学生の意見を当該授業に反映させることができない。

総合リハビリテーション学部小委員会

学生による授業改善アンケートをさらに実際に対応したものに改善していく。学内 e-learning システムを利用し、教育に関する学生の意見を集約する方法等を導入し、学生の意見をできるだけ早く授業に反映できないかその可能性について検討する。コメントに書かれた内容に対しては、早急に対応できるようにする。これらについては、毎年、改善する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

大学の運営や学部・学科・専攻の運営にかかわる議論を行うときに、大学憲章を参照してから議論する機会を増やす。

総合リハビリテーション学部小委員会

専攻会議において、大学憲章を参照して検討した。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

拡大教授会において、各委員会の議事内容を伝達する際に、内容をより詳細に伝達することとする。

総合リハビリテーション学部小委員会

拡大教授会において、詳細な報告や事情説明を行ったことにより、社会リハビリテーション学科が置かれている問題点を、全教員が認識した。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈9〉 総合リハビリテーション学部

定年教員の補充については予め補充計画を立てておく。

総合リハビリテーション学部小委員会

新定員枠の達成に向けて計画を立て、総合リハビリテーション学部教育職員選考規程にしたがって選考を行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生による授業改善アンケートをさらに実際に対応したものに改善していく。学内 e-learning システムを利用し、教育に関する学生の意見を集約する方法が薬学部で実施されており、本学部でもこのような方法を導入して、学生の意見をできるだけ早く授業に反映できないかその可能性について検討する必要がある。コメントに書かれた内容に対しては、早急に対応できるようにする。

総合リハビリテーション学部小委員会

授業改善アンケートの内容を、授業改善に繋がる建設的なものとなるよう、引き続き改善していく。学内 e-learning システム等の IT の活用は、個々の教員間でばらつきがあり、今後、学内情報処理センターの協力も得ながら、ICT の有効な利用法を検討していく。これらについては、毎年、改善する。

IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

2. 点検・評価

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で学部、学科専攻の教育目標を確認する必要がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で、カリキュラムが教育目標を達成するために、どのように組み立てられているかの説明を今後も継続する。2013年3月28日のガイダンスにおいて、上記のことを行った。教員に対しては、2013年4月10日の学部教授会で、教員に対して確認する。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

順調に履修できていない学生に対して、適切な留年制度が明示されておらず、学習できる内容とできない内容に整合性が取れない場合があり、先修条件の設定が不十分な場合がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

学習の積み上げが的確に行えるよう、2012年に先修条件の必要な科目の確認と条件設定を行った。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

新セメスターが始まる前に行われるガイダンス時に、「履修の手引」（資料44）を用いて、教員と学生双方が再確認を行う。そのときに、障がい者や患者のニーズに対して、理念・目的がどのようにつながっているのかについて、各学年に応じた理解をする必要がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

大学での学習と、卒業後にフィールドでの対象者となる障がい者や患者、社会的弱者との繋がりについて、引き続きガイダンス時に説明を加える。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

2009（平成 21）年 3 月に初めて卒業生を出したところであり、教育目標が適切であったかどうかの検討が必要である。また、将来、定期的に根本からの検証を行うための見直し期間の設定を検討しなければならない。また、社会リハビリテーション学科では、精神保健福祉士養成課程の改定がなされる予定なので、学科全体の教育課程をあわせて総合的に検討する必要がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

資格制度改定に合わせて、社会福祉士は 2011 年 8 月に確認変更を、精神保健福祉士は 2012 年 11 月に指定科目の読替を行った。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で、カリキュラムが教育目標を達成するために、どのように組み立てられているかの説明をするようにする。

総合リハビリテーション学部小委員会

2013 年 3 月 28 日のガイダンスにおいて、履修の手引に基づき、教育目標を達成するためのカリキュラム構成の説明を行った。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

学習の積み上げが的確に行えるように、先修条件の必要な科目の確認と条件設定をすすめる。

総合リハビリテーション学部小委員会

学習の積み上げが的確に行えるよう、2012 年に先修条件の必要な科目の確認と条件設定を行った。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

②改善すべき事項

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学での学習と、卒業後にフィールドでの対象者となる障がい者や患者、社会的弱者との繋がりについて、ガイダンス時に説明を加える。

総合リハビリテーション学部小委員会

2013年3月28日のガイダンスにおいて、上記の説明を加えた。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学で設定する定期的な見直しに加えて、資格制度の改正の時期に合わせて総合的に検討する。

総合リハビリテーション学部小委員会

資格制度改定に合わせて、社会福祉士は2011年8月に確認変更を、精神保健福祉士は2012年11月に指定科目の読替を行った。

(二) 教育課程・教育内容

2. 点検・評価

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

現在は新カリキュラムへの移行中であるが、科目とカリキュラムポリシーとの整合性をより詳細に確認する必要がある。同様に、ディプロマポリシーとの整合性についてもより詳細に確認する必要がある。

社会リハビリテーション学科では、一旦決めた履修モデルに対して、資格試験の受験システムが変更になった場合、卒業してから資格をとりなおすなどの修正が容易でないので、学生は注意深く履修モデルを選択しなければならない。

総合リハビリテーション学部小委員会

科目とカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーとの整合性については今後も確認していく。

社会リハビリテーション学科の履修モデルは、2013(平成 25)年度の精神保健福祉士養成・教育課程改定にともない、さらに学生の履修状況や進路に合わせた教育課程に改定した。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

各専任教員間での講義内容の調整、確認は個人レベルであり、これを行う公式の会議が開催されていない。さらに、専任教員と非常勤講師間での講義内容の調整が行われていない場合が多い。専任教員全体がディプロマポリシーに準じたカリキュラム構成であることへの認識度が低い。

総合リハビリテーション学部小委員会

各教員が教育の理念や目標、ディプロマポリシーなどを参照しながら、各自の教育内容を確認すると共に、学科会議、専攻会議などの場で他の教員との間に教育内容に関して不足する部分や重複する部分などがいないかを今後も引き続き確認し調整する。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

社会リハビリテーション学科の履修モデルは、2013(平成 25)年度の精神保健

福祉士養成・教育課程改定にともない、さらに学生の履修状況や進路に合わせた教育課程に改定することを予定しており、2012(平成 24)年に申請を行い、2013(平成 25)年に開始する予定である。

総合リハビリテーション学部小委員会

資格制度改定に合わせて、社会福祉士は 2011 年 8 月に確認変更を、精神保健福祉士は 2012 年 11 月に指定科目の読替を行った。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

各教員が教育の理念や目標、ディプロマポリシーなどを参照しながら、各自の教育内容を確認するとともに、学科会議、専攻会議などの場で他の教員との間に教育内容に関して不足する部分や重複する部分などがないかを確認して調整する。

総合リハビリテーション学部小委員会

作業療法学専攻の課題については、同専攻にて兼任教員を含めた教員間の調整会議を行い、内容の重複や不足がないよう、引き続き努力する。同専攻では、月 1 回の教育懇話会にて、教員間の調整を行い、内容の重複や不足がないよう、引き続き努力している。

(三) 教育方法

2. 点検・評価

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

学生のこれまでの生活を基礎とした知識や経験と教育内容に、若干のミスマッチが見られる場合がある。(資料 199) 学生はアルバイトなどの私生活の比重が高く、学習に影響を及ぼす場合もあるが、学生の生活指導上、これらの個人情報不足する場合がある。

学科や専攻によっては、卒業時に受ける国家試験と修得する資格の内容についての理解に時間がかかる場合がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

資格取得後に業務で関係する障がい者・患者・対象者の幅広い生活とその問題点を理解できるように、さまざまな具体例を取り上げて講義する。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

授業記録の提出が 100%でない。また、各教員が書くシラバスに対するチェックシステムがない。

総合リハビリテーション学部小委員会

授業記録の提出をさらに徹底し、提出 100%を目指す。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

一部、成績評価基準をシラバスに明記していない教員がいる。

総合リハビリテーション学部小委員会

成績評価基準をシラバスに明記することとした。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

② 改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

新カリキュラムにおいて、例えば、作業療法専攻の 1 年次後期に作業療法概論があるが、作業療法見学実習が前期（夏期休業）にあるなど、一部の科目の配置が適切でないところなどがあり、調整の必要がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

学習の積み上げが的確に行えるよう、2012年に先修条件の必要な科目の確認と条件設定を行った。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

② 改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

資格取得後に業務で関係する障がい者・患者・対象者の幅広い生活とその問題点を理解できるように、さまざまな具体例を取り上げて講義する。

総合リハビリテーション学部小委員会

上肢、下肢切断者などを講義や実習に来てもらって、講義や実習での協力を得ることによって、実際の障がい者と接触する機会を設けている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

② 改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

授業記録の提出をさらに徹底する。

総合リハビリテーション学部小委員会

授業記録の提出をさらに徹底し、提出100%を目指す。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

② 改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

一部、成績評価基準をシラバスに明記することを徹底する

総合リハビリテーション学部小委員会

成績評価基準をシラバスに明記することとした。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

② 改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

新カリキュラムにおいて、講義と実習などがより適切に学べるよう、調整する。

総合リハビリテーション学部小委員会

上記のことを検討し、2014年度から新カリキュラムを実施する。

(四) 成果

2. 点検・評価

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

社会リハビリテーション学科では、第2期生が第1期生に比較して国家試験合格率が低下したので、さらに受験指導を徹底する必要がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

国家試験委員を中心に、各担当者、ゼミ教員、実習支援室が協働して合格率向上にさらに努めた結果、3期生では、2期生に比較して、合格率が5%改善した。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

4年間で学位授与に至らなかった学生の内、一部が方向転換を希望している。方向転換を行う場合は、転学部が認められる第2年次末までに意思決定と手続きが可能になるよう指導する。

総合リハビリテーション学部小委員会

入学後、方向転換を希望する学生があると同時に、教員側から見て、方向転換をすることが望ましい学生がいる。そのような学生も、自分から意思決定を行うことは難しいが、第2年次末までという制限がある。そのような学生には、個別の相談を含む方法によって意思決定を支援する。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

国家試験委員を中心に、各担当者、ゼミ教員、実習支援室が協働して合格率向上にさらに務める。

総合リハビリテーション学部小委員会

国家試験委員を中心に、各担当者、ゼミ教員、実習支援室が協働して合格率向上を目指して、模擬試験などを実施した。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

入学後、方向転換を希望する学生があると同時に、教員側から見て、方向転換をすることが望ましい学生がいる。そのような学生も、自分から意思決定を

行うことは難しいが、第2年度末までという制限がある。そのような学生には、個別の相談を含む方法によって意思決定を支援する。

総合リハビリテーション学部小委員会

卒業認定は、取得単位で確認して、認定している。

V 学生の受け入れ

2. 点検・評価

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

一般入試では、学部が求めるアドミッション・ポリシーが十分に浸透していない。

総合リハビリテーション学部小委員会

2012年度に、アドミッションポリシーを改定し、受験生にわかりやすくした。学部入試委員を中心に、学科・専攻会議において、短期・中長期的に、学部が求める学生の受け入れが可能となるよう、入試科目について検討を加えた。

3. 将来に向けた発展方法

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

②改善すべき事項

(6) 総合リハビリテーション学部

学部広報誌「RE BIRTH Ver. 6」(資料 32 p. 11-16)で受験生へ学科・専攻の学びのポイントを明示しているが、さらにわかりやすく大学案内などでも説明することにする。

総合リハビリテーション学部小委員会

学部広報誌「RE BIRTH Ver. 7、8」においても、よりわかりやすく改定した。

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

[基準1] 理念・目的

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが(資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭)、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げられた3つの事項が(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』105頁)、大学院案内には記述されていない(神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁)。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが(『点検・評価報告書』7頁)、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』2頁)。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが(『点検・評価報告書』10頁)、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』95頁)、表現内容に齟齬がある。

総合リハビリテーション学部小委員会

2012年度中に整合性を検証し、履修の手引きなどに反映した。総合リハビリテーション学部の教育理念、目標については、学則とその他の出版物の間の整合性が保たれるよう、2013年度～2014年度で修正する。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので(『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査)、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検(内容の適切な見直しと検証)を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

総合リハビリテーション学部小委員会

総合リハビリテーション学部の理念・目的の周知に必要な責任ある体制の整備については、今後、学部の課題として、拡大教授会等で検討し、2013年度～2014年度で修正する。

[基準3] 教員・教員組織

<概評>

総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部では、博士の学位、教育・研究歴、原著論文数など職位に応じた教員資格要件を設けるとともに、選考は公募制で、教授会における複数候補のプレゼンテーションの上で投票するという選抜過程が明記されている（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』240-242頁）。なお、公正な教員選抜である一方、教員組織の編制方針が不明確なために、学科側の個別の要望と教授会での選抜が一致しない点が問題視されており（『点検・評価報告書』60頁）、編制方針の明示が望まれる。

総合リハビリテーション学部においては専任教員1人あたりの在籍学生数は19.4人と恵まれた環境にある（『大学基礎データ』表2）。一方、教員の質については、過去5年間の教育・研究業績が記載されていない例がみられ（資料77『教育研究業績一覧』）、記載の周知徹底が望まれる。

教員の資質向上のための学部の取り組みとして、「FD委員会」による研修会が適時、開催されている（『点検・評価報告書』54頁）。

総合リハビリテーション学部小委員会

今後、教員組織の編制方針を明示していく。教員の教育・研究業績の記載については、今後周知を徹底する。FD委員会による研修会の開催は、今後も適時行っていく。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全学

- (1) 各学部・研究科（栄養学部を除く）において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

総合リハビリテーション学部小委員会

2007年に総合リハビリテーション学部教育職員選考基準を定めており、これに従って、教育・研究を組織的に支援する体制を構築している。2012年度は、この基準に従って選考を行った。総合リハビリテーション学部では、学部人事教授会にて引き続き学部の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築して、2013年度～2014年度で修正する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部の履修すべき科目、単位は卒業要件として設定され（資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』20-54、58-90頁、資料79『各種規程等一覧（抜粋）』4頁）、学位授与の基本方針も示されている（資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭）。専門教育については厚生労働省の指定する教育課程にも照らして、医療リハビリテーション学科では基礎、評価、治療、臨床実習の順で、社会リハビリテーション学科では基礎、専門基礎、専門応用、実習の順で進む教育課程が適切に設定されている（『点検・評価報告書』81頁）。そして、これらは『履修の手引』をはじめとする種々の大学出版物、大学ホームページを介して周知・公表されている。

学士は卒業をもって与えられると規定されており（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』頁67）、卒業判定は教授会で審議されている。したがって、定期的に判定の妥当性が検証されていると考えられる。なお、卒業論文は医療リハビリテーション学科理学療法学専攻では3単位、作業療法学専攻では2単位、社会リハビリテーション学科では6単位と専攻によって比重の違いはあるが、学士にふさわしい素養を研究論文執筆で保証しようとする姿勢が感じられる（資料57『シラバス-総合リハビリテーション学部』61、134頁）。

総合リハビリテーション学部小委員会

今後も上記の取り組みを継続していく。

理学療法学専攻では12月に発表会を行い、研究論文集を作成した。作業療法学専攻では5月に発表会と研究論文集を作成した。社会リハビリテーション学科では卒業研究集を作成した。

〔基準4〕 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<概評>

総合リハビリテーション学部

貴大学では、教養科目を各学部適切に配当すべく全学的な共通教育機構が組織され、リテラシー科目とリベラルアーツ科目に責任をもった対応がなされている（『点検・評価報告書』104頁）。総合リハビリテーション学部では厚生労働省の指定する教育課程が大きな比重を占めるなか、外国語、情報分野、社会人教育など教養系の科目も設けられている（『点検・評価報告書』110-112頁）。共通教育機構が提供するリベラルアーツ科目は各学部で目的に応じて異なるが、総合リハビリテーション学部は「健康科学分野」として貴大学の特徴の1つである薬、食に焦点をあてた教育を行っている（『点検・評価報告書』112頁）。一方、リテラシー科目では「学んだ専門知識と技術を社会へ生かす」実践能力を培う科目が配当されている（『点検・評価報告書』110頁）。総合リハビリテーション学部の初年度教育には物理など個々の専攻に必要なとされるリメディアル理系科目も適切に配されている（資料66『総合リハビリテーション学部授業時間割表』）。共通科目の履修方法については『履修の手引』に示されている（資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』20-29、58-62頁）。一方、とくに作業療法学専攻の専門科目については兼任教員を含めた教員間の調整会議がないために内容の重複や不足のおそれがあるという課題が解決されていないので（『点検・評価報告書』117-118、121頁）、改善が望まれる。

総合リハビリテーション学部小委員会

作業療法学専攻の課題については、同専攻にて兼任教員を含めた教員間の調整会議を行い、内容の重複や不足がないよう、引き続き努力する。同専攻では、月1回の教育懇話会にて、教員間の調整を行い、内容の重複や不足がないよう、引き続き努力している。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

総合リハビリテーション学部

- (1) 専門科目について、兼任教員を含めた教員間の内容の重複や不足をなくすための体制を整えることが望まれる。

総合リハビリテーション学部小委員会

各学科・専攻における会議にて教科内容の重複・不足を無くすよう徹底する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<概評>

総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部の卒業要件は124単位以上の取得で、内訳は教養総合科目10単位以上、専門科目114単位以上としている。学習指導のための全学的な取り組みとして教員・事務職員による履修ガイダンスが行われ、適切な履修登録に努めている(『点検・評価報告書』124頁)。厚生労働省の指定する教育課程による制約と国家試験への対応が重視されるという理由から、年間の履修登録単位数の上限が設定されていないが、社会リハビリテーション学科では国家試験を受験しない学生もいることから(『分科会報告書(案)に対する回答・見解』58頁)、そういった学生に対する配慮が望まれる。

貴学部のシラバスは統一形式で用意され、学生に配布されているが、総合リハビリテーション学部のシラバスの成績評価基準には「態度、出席を加味する」など、不適切なものが多く、またその他の内容にも精粗のバラツキが見られるので(資料57『シラバス-総合リハビリテーション学部』)、改善が望まれる。教育内容・方法の改善のために全学でFD研修会、授業改善アンケートを行う一方(『点検・評価報告書』134頁)、総合リハビリテーション学部でもそれを反映したFD研修会を行っている(『分科会報告書(案)に対する回答・見解』2010年度各学部等FD活動一覧)。

総合リハビリテーション学部小委員会

教員間におけるシラバスの精粗については、大学のFD研修会でシラバスの記載方法についての講義を受けた後、11月の教授会後に学部FD研修会を行い、ティーチングポートフォリオについて研修を行った。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

総合リハビリテーション学部

- (1) シラバスは統一した書式で作成されてはいるが、授業内容や成績評価基準が不明確なものが散見されるので、学生があらかじめ知ることのできるよう明示することが望まれる。

総合リハビリテーション学部小委員会

拡大教授会、及び各学科・専攻の会議等を通して、各教員がシラバスにおける授業内容・成績評価基準を明確化し、学生に明示するよう徹底する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

総合リハビリテーション学部

総合リハビリテーション学部の卒業・修了の要件は明確であり（資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』4頁）、学生は『履修の手引』（50-54、86-90頁）などでそれを確認できる。卒業は基本的には単位履修をもって各学部の教授会で判定されるが、貴学部では国家試験合格率をもって卒業判定結果の妥当性を示す外的評価指標としている。合格率は全国平均より常に高く、卒業後の就職状況もよいことから、現状は良好と考える（『点検・評価報告書』165頁）。なお、学士の学位は高い教養と豊かな専門知識をもつ者に対して卒業をもって与えられているとしている（『各種規程等一覧（抜粋）』67頁）。しかし、貴学部の語学教育は成果に乏しく、また卒業生アンケートでも語学教育の不満が大きいので（『点検・評価報告書』19、159頁）、語学教育の工夫が望まれる。

総合リハビリテーション学部小委員会

語学教育については、2014年度のカリキュラム改正において、英語を必修科目とするように、検討課題として取り組んでいく。

[基準5] 学生の受け入れ

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (1) 全学部において、学生の受け入れ方針を設定し、大学案内・ホームページで明示しているが、経営学部・人文学部・総合リハビリテーション学部においては、理念・目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしていないので、改善が求められる。

総合リハビリテーション学部小委員会

大学案内・ホームページで、入学者が修得しておくべき知識等の内容・水準を明らかにしていく。

- (3) 収容定員に対する在籍学生数比率が、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.23と高く、また過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が、法学部法律学科において1.27、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.20と高いので、改善が望まれる。

総合リハビリテーション学部小委員会

在籍学生数比率が適切なものとなるよう、過去の入試データ等を参考に、入試合格者数を調整し、入学者数が学生定員を過度に超過することのないよう努める。